

京都市中央卸売市場第一市場事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

平成16年4月30日

京都市長 榊 本 頼 兼

京都市規則第11号

京都市中央卸売市場第一市場事務分掌規則の一部を改正する規則

京都市中央卸売市場第一市場事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第5条管理課の項第3号中「、維持管理及び整備計画」を「及び維持管理」に改め、同項中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号から第8号までを1号ずつ繰り上げ、同条業務課の項中第9号を第10号とし、第2号から第8号までを1号ずつ繰り下げ、同項第1号中「市場活性化事業の」を「市場の活性化に関する施策の企画及び」に改め、同号を同項第2号とし、同項に第1号として次の1号を加える。

(1) 市場施設の整備計画に関すること。

附 則

この規則は、平成16年5月1日から施行する。

(総務局総務部文書課)